

住宅都市局監督員検査員指定要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、住宅都市局が施行する工事、業務委託、用地の取得及び物件の移転・除却における名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号。以下「契約規則」という。）第47条に規定する監督員、契約規則第48条に規定する検査員並びに公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条及び公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針第2.6に基づく技術検査を実施する検査員の指定について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、契約規則及び住宅都市局工事施行要綱（以下「工事施行要綱」という。）の例による。

(担当監督員)

第3条 担当監督員は、工事又は業務委託等を担当する課、室又は公所（以下「担当する所属」という。）において、担当する所属の職員から指定する。その手続きは監督員指定簿（第1号様式）等に担当監督員補職氏名及び担当工事名（業務委託名）を記入し、決裁を経ることにより行う。担当監督員を変更するときも同様とする。

2 契約規則第47条第2項の委託監督員を指定するときは、担当する所属において、委託監督員指定（第2号様式）に必要事項を記入し、決裁を経ることにより行う。委託監督員を変更するときも同様とする。

3 委託監督員は、第1項の監督員の指定がなされていない場合は、指定することができない。また、工事施行要綱第4条第2項の規定による監督員の代表となることはできない。

(総括監督員・主任監督員)

第4条 担当する所属において、次の各号に掲げる者に、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 総括監督員 所管する所属長又は主幹
- (2) 主任監督員 所管する係長又は主査

(検査員)

第5条 検査員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 監理指導室主査の職にある者で検査担当のもの（以下「専任検査員」という。）。
- (2) 担当する所属で係長（主査）の中から指定する者（以下「兼任検査員」という。）。
- (3) 監理指導室長の職にある者。
- (4) 本市職員の中から指定する専門的な知識又は技能を有する者。
- (5) 本市職員以外から指定する専門的な知識又は技能を有する者（委託検査員）。
- (6) 局長が必要があると認め、前各号の規定によらず本局職員の中から指定する者。

(検査員の指定)

第6条 検査員の指定は次の各号に定める手続きにより行う。

- (1) 専任検査員の指定は、監理指導室において、検査員（専任）指定簿（第4号様式）に必要事項を記入し、決裁を経ることにより行う。
- (2) 兼任検査員の指定は、担当する所属において、検査員（兼任）指定簿（第5号様式）等に必要事項を記入し、決裁を経ることにより行う。
- (3) 前条第3号から第6号までの検査員の指定は、第1号の規定に準じて行う。

(検査員の変更)

第7条 検査員を変更（人事異動により新たに検査員を指定した場合を除く。）する場合は、検査員指定変更（第6号様式）に必要事項を記入し、決裁を経ることにより行う。

(検査員の事務分掌)

第8条 専任検査員が検査を行うものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建築工事で請負代金額が500万円を超えるもの。
- (2) 機械及び電気工事で請負代金額が300万円を超えるもの。
- (3) 土木工事で請負代金額が100万円を超えるもの。
- (4) 建築の基本及び実施設計委託で契約金額が180万円を超えるもの。
- (5) 土木の基本及び実施設計委託で契約金額が100万円を超えるもの。
- (6) 機械又は電気の基本及び実施設計委託で契約金額が100万円を超えるもの。
- (7) 地盤又は地質調査・測量・基礎調査の委託で契約金額が100万円を超えるもの。
- (8) 外構工事、追加工事等で、第1号から第3号までの本体工事に付随するもの。
- (9) 第1号及び第2号の工事に関する工事監理委託のもの。

2 兼任検査員が検査を行うものは、前項各号に掲げるもの以外とする。

附 則

1. この要綱は平成15年4月1日から施行する。
2. 建築局監督員指定要綱（昭和47年4月1日施行）は廃止する。
3. 建築局検査員指定要綱（平成4年8月1日施行）は廃止する。

附 則

1. この要綱は平成15年10月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は平成16年7月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年12月1日から施行する。